

民法（債権法関係）の改正に伴う外貨預金規定等改定のお知らせ

当行は、民法（債権法関係）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、外貨預金規定等を改定いたします。

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても2020年4月10日より適用されます。

※2020年4月1日以降に新規口座開設されたお客さまに対しては、同日より改定後の新規定を交付・適用いたします。

1. 改定要旨（具体的な改定内容は下記4.のとおり。）

下記2.に掲げる外貨預金規定等について、以下の事項につき改定を行います。このほかの事項については、従前の各種外貨預金規定等がそのまま適用されます。

- (1) 定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化
- (2) 預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出
- (3) 約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化
- (4) 外貨預金における解約可能店舗
- (5) 各条項（下記4.参照）での解約に伴う利息計算

2. 対象となる預金規定等と変更点の対応表（「○」・・・該当、「—」・・・非該当）

預金規定の名称	定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化	預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出	約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化	外貨預金における解約可能店舗	各条項（下記4.参照）での解約に伴う利息計算
外貨普通預金規定（通帳式）	—	○	○	○	—
外貨通知預金規定	—	○	○	—	—
外貨定期預金規定（通帳式）	○	○	○	—	○
外貨定期預金規定（証書式）	○	○	○	—	○
以上4規定					

3. 改定実施日

新規にご契約されるお客さま：2020年4月1日（水）

既にご契約されているお客さま：2020年4月10日（金）

※改定実施日以降、改定前よりお取引頂いているお客さまに対しても改定後の新規定が適用されます。

4. 具体的な改定内容

(例1：) 外貨普通預金規定（通帳式）

外貨普通預金規定（通帳式）について、以下の条項を新設・追加・変更いたします。

外貨通知預金規定についても、上記2.の対応表において該当（○）の記載のある事項について、以下と同様の改定を行います。

改定前	改定後
第1. 預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出	
(例：) 外貨普通預金規定（通帳式） 16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。	(例：) 外貨普通預金規定（通帳式） 16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって <u>当行に</u> 届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>
第2. 約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化	
(例：) 外貨普通預金規定（通帳式） 17. (規定の変更等) (1) この預金の各条項および第14条4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。	(例：) 外貨普通預金規定（通帳式） 17. (規定の変更等) (1) この預金の各条項および第14条4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>適用開始日</u> から適用されるものとします。
第3. 外貨預金における解約可能店舗	
(例：) 外貨普通預金規定（通帳式） 2. (取扱店の範囲) この預金の預入れまたは払戻しは当行の外貨預金取扱店に限り取扱います。ただし、解約は当店に限ります。	(例：) 外貨普通預金規定（通帳式） 2. (取扱店の範囲) この預金の預入れまたは払戻しは当行の外貨預金取扱店に限り取扱います。ただし、 <u>預金者が法人の場合の</u> 解約は当店に限ります。

(例2：) 外貨定期預金規定 (通帳式)

外貨定期預金規定 (通帳式) について、以下の条項を新設・追加・変更いたします。

外貨定期預金 (証書式) 規定についても、上記2. の対応表において該当 (○) の記載のある事項について、以下と同様の改定を行います。

改定前	改定後
<p>第1. 定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化および各条項 (下記参照) での解約に伴う利息計算</p> <p>(例：) 外貨定期預金規定 (通帳式)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。) から解約日の前日までの日数および解約日におけるこの預金と同一の通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>13. (預金の解約・書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④法令で定める本人確認等における確認事項、および第11条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合</p>	<p>(例：) 外貨定期預金規定 (通帳式)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(5) <u>この預金を第13条第1項により満期日前に解約する場合または第13条第3項もしくは第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。) から解約日の前日までの日数および解約日におけるこの預金と同一の通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>13. (預金の解約・書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) してこの通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④法令で定める本人確認等における確認事項、および第11条第1項で定める当行からの通知等に</p>

改定前	改定後
<p>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金 供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、ま たはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座 の解約が必要と判断した場合</p> <p>⑥第11条第1項から第3項に定める取引等の制限 に係る事象が1年以上に渡って解消されない 場合</p> <p>⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、 正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金 者との取引を継続することが不適切である場合に は、当行はこの預金取引を停止し、または預金者 に通知することによりこの預金口座を解約するこ とができるものとします。なお、この解約によっ て生じた損害については、当行は責任を負いま せん。また、この解約により当行に損害が生じた ときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関 して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなく なった時から5年を経過しない者、暴力団準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等 標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他 これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」 という。）に該当し、または次のいずれかに該当 することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認め られる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与している と認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を 図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用し ていると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、また は便宜を供与するなどの関与をしていると認 められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者 が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係 を有すること</p>	<p>よる各種確認や提出された資料が偽りであるこ とが判明した場合</p> <p>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金 供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、ま たはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座 の解約が必要と判断した場合</p> <p>⑥第11条第1項から第3項に定める取引等の制限 に係る事象が1年以上に渡って解消されない 場合</p> <p>⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、 正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金 者との取引を継続することが不適切である場合に は、当行はこの預金取引を停止し、または預金者 に通知することによりこの預金口座を解約するこ とができるものとします。なお、この解約によっ て生じた損害については、当行は責任を負いま せん。また、この解約により当行に損害が生じた ときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関 して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなく なった時から5年を経過しない者、暴力団準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等 標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他 これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」 という。）に該当し、または次のいずれかに該当 することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認め られる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与している と認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を 図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用し ていると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、また は便宜を供与するなどの関与をしていると認 められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者</p>

改定前	改定後
<p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、<u>当店に</u>申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>(6) 解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>(5)</u> この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p><u>(6)</u> 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><u>(7)</u> 解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>

第2. 預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出

<p>(例：) 外貨定期預金規定 (通帳式)</p> <p>15. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>当店に</u>届出てください。</p>	<p>(例：) 外貨定期預金規定 (通帳式)</p> <p>15. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>当行に</u>届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>
---	---

改定前	改定後
第3. 約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化	
<p>(例：) 外貨定期預金規定（通帳式）</p> <p>16.（規定の変更等）</p> <p>(1) この預金の各条項および第14条4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>(例：) 外貨定期預金規定（通帳式）</p> <p>16.（規定の変更等）</p> <p>(1) この預金の各条項および第14条4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>

以 上